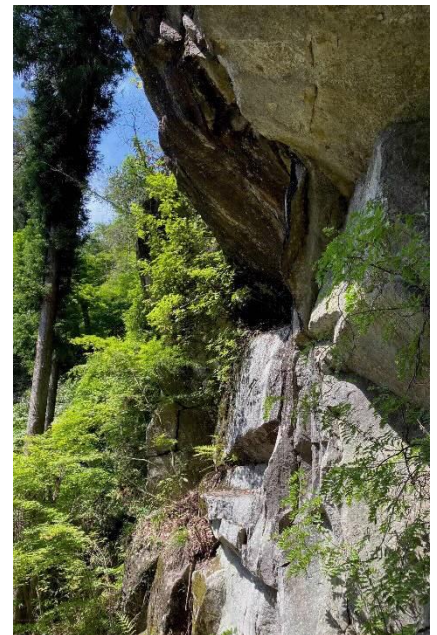


『豊かで活力ある安全安心な川路』の実現！ 2022年（令和4年）2月16日

皆さん、天龍峡ナイトミュージアムご覧いただけました？この役員会便りが届く頃は、もう終了してしまっておりますが、右の写真の龍も、写真と実物では感銘の度合いが違います。龍角峰一面に投影される龍の動きは、小さな写真では想像できません。会場入り口で来場者の方の入場整理をしておりましたが、地元川路の大人の方が少ないのが気になりました。インターネット予約という面倒な手続きとなりましたので敬遠されたのかもしれませんが、ご来場頂いた方は、何人も「とても綺麗で楽しかったです！」と帰り際に声をかけてくれました。今年行けなかった方は、来年是非お出かけ下さい。天龍峡ナイトミュージアムは、光によるライトアップそのものも美しいですが、天龍峡の渓谷の中に龍が浮かび上がり、動き回る事に感動を覚えます。それは土台となる渓谷があってこそこのイベントで有り、私たちはその天龍峡のある川路に住んでいることに誇りを持っているのでしょうか？今回コロナ禍の為に実現しませんでしたでしたが、他県から多くのツアー客が訪れる予定でした。各旅行業者が「天龍峡ナイトミュージアムの夜」と銘打って、多くのバスツアー企画が作成されました。春から秋は天龍峡大橋の「そらさんぽ」、冬は「天龍峡ナイトミュージアム」と通年他県から大勢の方に訪問して頂ける観光地になろうとしています。ところが、そこに住んでいる地元の方が天龍峡のことを良く知らないとの声が多く、大きな課題です。役員会便り20号でも触れましたが、現在、公民館の大会議室に新成人の皆さんが小学校6年の時に書いた書き初めが展示してあります。天龍峡十勝をそれぞれ書いて頂いておりますが、その十勝がどこにあり、なぜその名前がついているか知っている川路の方が少ないというのです。4区の関島松泉翁が招いた書家日下部鳴鶴が天龍峡十勝を命名し、その書を元に岩肌に字が刻んである事をご存知の方は多いと思いますが、なぜその様な名前がついたのか？その岩はどこにあるのか？となりますと、十勝全部言える方はほとんどおられないと思われまます。ちなみに右上の写真を見て十勝の内の何という岩か言えますか？これは「樵廡洞（しょうぶどう）」と言います。ひさし状に岩が突き出て、仙人ややまびとが雨露をしのいだとされる洞状の岩です。樵は「きこり」、廡は「ひさし」を表します。知ったようなことを言いますが、つい数年前までは私も「樵廡洞」を「菖蒲洞」と思っておりましたのでご安心下さい。場所は龍角峰の対岸の展望台脇にあります。道がなく判りにくい場所にあります。「地区の良さを住民の皆さんに知って頂き、誇りに思ってもらく」のはまちづくり委員会の重要な仕事です。そんな中、「天龍ライン下り」の半崎社長から、「天龍峡の十勝を舟で巡る」企画を提案して頂きました。採算度外視して、川路の皆さんのために一肌脱いで頂けるとのことです。渡りに舟とはこのことです。令和4年度の目玉の活動として、「舟から見る天龍峡十勝」を是非実施し、多くの川路の皆さんに天龍峡を再認識して頂き、誇りに思ってもらくようにまちづくり委員会として動いて参りたいと考えております。



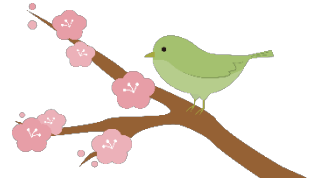
龍角峰に投影された龍の動画



天龍峡十勝「樵廡洞」

川路まちづくり HP（ホームページ）委員会

令和3年度、新しい組織としてHP委員会を設置し、塩澤太一委員長、塩澤明美副委員長の塩沢コンビでスタートし、途中専門委員として公募に応じて頂いた安藤香織委員を加えて、たまたま6区の仲良しの皆さんで活発に仕事を始めて頂いております。まずは各委員会の活動を写真を交えてHPにて紹介することから始めておりますが、今後は各区の行事等の紹介を支援して行きたいと考えております。各区の行事・活動がありましたら、スマホで写真を撮り、是非区長さん、副区長さん経由でHP委員会に送って下さい。又、HPの階層が複雑でお目当ての記事を探しにくい現状を改善することになりました。見やすいHPを目指して頑張ります。ご協力を宜しくお願い致します。



「川路居住憲章」勉強会と今後の活動予定

3年前に制定されました「川路居住憲章」は、制定にかかわった委員の皆さんや、不動産業者訪問等の活動に実際に参加された役員の皆さんは、しっかりその趣旨と活動内容を理解して頂いておりますが、新しく役員になられた皆さんにとってはなじみの無い内容でもあります。コロナがひどくなる前はまちづくり役員会の冒頭で読み合わせをしましたが、それも現在は自粛中です。

川路まちづくり委員会の先輩達が苦勞して制定してくれましたこの憲章と実践項目を役員会で再度勉強し直し、各区の皆さんにも機会を設けて頂き、繰り返し理解を深めて頂きたいと思っております。又、まちづくり委員会では、ここ数年の内に川路に転入してこられた皆さんにアンケートのご協力を頂き、建築業者、不動産業者が適切に川路からのお願いをフォローして頂いているか確認して参りたいと考えて

おります。その結果、まだ認識して頂いていない業者の皆さんには再度文書でお願いするか、または訪問して、川路へ移住を希望される皆さんに事前にしっかり川路居住憲章を説明して頂き、隣組にスムーズに加入して頂けるようにフォロー頂くお願いをして参ります。

【川路居住憲章】

1. つながり、相互扶助の精神を大切にします。
2. 「住民全体の財産」を守ります。
3. 地域の担い手づくりを進めます。

【実践項目】(3つの憲章を実現するために)

実践1 住民全員が「川路居住憲章」への理解を深めます。

- ・各区の会議等で居住憲章の周知を議題とし住民への浸透を図る。
- ・各サークル等の前後に居住憲章の呼びかけを行う。
- ・居住憲章委員会の活動チラシを作り各戸配布する。

実践2 土地・建物の譲渡や管理について相談する「専門窓口」を開設します。

- ・専門窓口は、まちづくり委員会に常設する「居住憲章委員会」があたる。
- ・新規の居住希望者に対し、居住憲章と地域の説明を行う
- ・不在地主と地域との橋渡し役を担う
- ・空き家調査と空き家リストの更新、及び入居希望者への対応を行う

実践3 「全員参加の地域づくり」に合意する方に土地・建物を譲渡していただけよう、所有者への協力を依頼します。

- ・地域全体が安全安心な環境を保てるよう配慮して、譲渡して頂けるよう依頼。

実践4 新規移住者には、「地域の家族」となる近隣住民が責任をもって声をかけます。

- ・日常の挨拶や声掛け、地域行事へお誘いする。

実践5 移住希望者には、移住決定前に川路で暮らすルールを直接伝えます。

- ・移住希望者には、事前に地区の活動や生活ルール（ゴミ出し等）を説明する。

実践6 不動産・建設事業者には、「川路居住憲章」の順守を依頼します。

- ・不動産・建設事業者に対して、手紙や訪問を通して居住憲章への理解を図る
- ・移住希望者に対して地域の希望を説明し、地域と繋ぐようを依頼する。

実践7 集合住宅や貸家の管理者は、地域と入居者をつなぐ責務を負います。

- ・入居者へ地域行事のお知らせを配布し、参加を促す。
- ・管理者は、区費や地区費の取りまとめを行う。

実践8 事業者・店舗等の皆さんを地域の一人として迎えます。

- ・市やまちづくりの配布物を回覧し、地域の一人であることの自覚を促す。
- ・事業所従業員に対して、地域の行事や祭にお誘いする。

実践9 個別の住民事情に配慮します。

- ・高齢や病気、不在がちなども個別の事情に配慮して対応する。